

# 深川市農業委員会総会議事録 ( 第 1 回 )

令和4年4月26日

開会 16時00分

閉会 17時10分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知		○
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

## 第1回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和4年4月26日(火) 16時00分       |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                   |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外25名              |
| 4 説明員  | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記   | 成田主事補                     |

宮谷局長

開会宣言(16時00分)

只今から、令和4年度 第1回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、安居委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

お疲れ様です。昨日札幌で常設審議委員会がありまして、札幌は桜が満開で綺麗だったんですけど、深川はまだまだ咲いておらず、これからかなと思っております。

その中で、令和5年度の国の予算に対する北海道農業会議の要請書において、皆様にご検討いただいて、ご協力いただいた要請書の原案を若干の手直しをもって決定しますとのことで、5月25日の常設審議委員会で決定されて、5月30日から6月1日に農業会議で道内選出の国会議員に対する要請活動ということで、議員会館で要請活動を展開することで決定しました。

その活動に、私も参加しますが、あわせて空知農業委員会連合会も空知管内選出の渡辺さん、稲津さん、神谷さん、岸さんの4名の国会議員に対して、空知としての農政活動などに対する懇談の場を設けたいと計画をしております。

そのほか、前日の農業委員会会長事務局長会議の中で、今後、農業経営基盤強化促進法で取り扱いされている、農地の移動は、農地中間管理機構に全部移管するという法律に変わる話がされておりましたが、昨日か一昨日の衆議院で通過されたようで、今年の秋頃には運用の仕方が出てくると思われまますので、我々の仕事もどのように変わっていくのか非常に心配されます。

今後、どのように対応をするのかを求められると思いますので、宜しくお願ひしたいと思ひますし、前回お話をしておりました、タブレット端末の導入の話ですけど、北海道ではタブレットを使用したいとの声はあまりないようですが、政府は北海道に900台程のタブレットを用意してくれたそうですけど、もう一度、これからどうしますかとの話になるかと思ひますけど、そのことについて深川市農業委員会としてどういった風に対応するのか協議していきたくと思ひます。

今日は、深川市の農業関連予算についての説明をしてくれるとのことで、農政課には宜しくお願ひしたいと思ひます。

早速総会に入りたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

17番板垣委員、19番安村委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告、(1)農業行政報告に入ります。

令和4年度、深川市農業関係予算概要について、水田活用の直接交付金の見直しに係る対応について、局長より説明願ひます。

宮谷局長

深川市経済・地域振興部 農政課から 令和4年度深川市農業関係予算概要について、

	<p>水田活用の直接交付金の見直しに係る対応について、それぞれ資料が送付されましたので、深川市農業委員協議会資料1及び2としての配布をもちまして、農業行政報告にかえさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。</p>
菊入会長	<p>(協議会16:10から16:33まで) 深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。 (2) 農業委員会業務報告を局長より報告願います。</p>
宮谷局長	<p>3月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を鈴木委員長より報告願います。</p>
鈴木委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。</p>
菊入会長	<p>(2) 農政特別委員会開催結果報告を中川委員長より報告願います。</p>
中川委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。</p>
菊入会長	<p>(3) 農民特別委員会開催結果報告を大川委員長より報告願います。</p>
大川委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) それでは質疑なし、ということで報告のとおりを承認いたします。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 職員の任免について、事務局より説明願います。</p>
宮谷局長	<p>ご説明いたします。深川市令和4年4月1日付分掌異動に伴い、農業委員会事務局職</p>

	<p>員の任免について会長が市理事者と予め協議し、内定をしたもので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、記載のとおり任免しましたので、ご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。</p>
菊入会長	<p>ここで暫時休憩します。</p>
菊入会長	<p>(16:40から16:41まで)</p> <p>総会を再開します。</p>
菊入会長	<p>報告第2号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は8件で、番号1番が売買に係るあっせん申し出、2番から8番が賃貸に係るあっせん申し出です。なお、番号7番の、表示が隠れている地目は、上から「田」「山林」「原野」「ため池」です。8件すべて、申出年月日と指名年月日は、令和4年4月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということで報告第2号を報告どおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第3号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則 第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は3件で、1番と2番が旧法分、3番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p>

菊入会長	次に、報告第4号 農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。農業者年金基金施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は3件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。  (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第4号を承認します。
菊入会長	続きまして、日程第5、議案に入ります。 初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
後藤次長	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は1件で、貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、令和4年4月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。  (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・貸付人・借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は30年間となっております。番号2番は、合意解約により返還された農地を、借受人に使用貸借するもので期間は3年間となっております。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は24件で、番号1番から6番までが売買の案件、7番から24番までが賃貸借の案件です。番号1番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号2番から6番は、北海道農業公社の農地売買等事業の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応は、番号2番から5番が、L資金、番号6番が、自己資金です。この内、4番と6番が早期売渡で、それ以外は通常の売渡です。番号7番以降は賃貸借の案件です。番号7番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号8番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号9番、10番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号11番から13番は、出し手が経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも3年間です。番号14番から24番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は全て5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明がありましたが、ここで本議案中の番号16番で 塩尻委員の議事参与を制限します。</p> <p>それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p>

菊入会長	次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。申請地は、農振農用地区域内にありますが、用途区分変更手続き中です。申請理由としては、格納庫を建設するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転、設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は2件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。番号2番は、先ほど、農地特別委員長より報告いただいておりますが、申請地は、農振地域内農用地区域内の農地で、基盤整備に伴う砂利採取のための一時転用です。期間は令和4年5月25日から、翌5年5月24日までの1年間となっております。関係機関による事前協議を行っております。農地法施行令『農地を一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。』に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>

菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第6「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標」の決定について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>ご説明いたします。「農業委員会事務の実施状況等の公表について」及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標」ですが、別冊資料に記載しておりますので、ご審議をお願いします。記載内容については、本総会前の農政特別委員会において事前審議され、結果報告のとおり決定することが適当であると審議いただいたものです。なお、決定された内容につきましては、ホームページに掲載、周知することとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。</p>
菊入会長	<p>(協議会 16:56 から 17:08 まで) 深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。</p>
菊入会長	<p>議案第6号について、説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します</p> <p>(総会終了 17時10分)</p>